

平成27年度 教育委員会 第16回定例会 議案

1 日 時 平成27年11月20日（金） 午前13時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第26号議案 静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の策定 …… 1

第27号議案 平成28静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支
援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科生徒募集計画…… 5

第28号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 …… 7

<非>第29号議案 教職員人事異動 …… 非

<非>第30号議案 平成27年12月県議会定例会に提出する議案 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 26 号議案

静岡県「ICT を活用した教育」推進計画の策定

静岡県「ICT を活用した教育」推進計画を別添のとおり策定する。

平成 27 年 11 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の策定

(教育政策課情報化推進室)

1 目的

国や県の情報化施策の動向や急速に進展する情報化に柔軟に対応するため、平成26年3月策定の「静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）」（以下「第2期計画」という。）における「ICTを活用した教育」を更に推し進め、「『有徳の人』づくりアクションプラン（第2期計画）」の「確かな学力」の育成を支援する「静岡県『ICTを活用した教育』推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 概要

推進計画は、平成28年度から平成29年度までの「ICTを活用した教育の在り方」、「ICT環境の整備計画」、「教員のICT活用指導力の向上策」について各目標を定め、その目標を達成するための行動計画、行動計画指標等を設定し、毎年度、評価・見直しを行い、第2期計画の後継計画に引き継ぐ。

<推進計画の概要及び推進計画本文は、別添のとおり>

3 検討経過及び今後の予定

(1) 検討経過

- ア 専門部会 9回（平成27年1月～8月）
- イ 教育委員会定例会【委員協議】3回（骨子 6/3 6/17 8/3）
- ウ 情報化推進委員会・幹事会 各2回（5/20 6/12 9/24 10/13）
- エ 外部有識者から意見聴取（6/19 6/26）
- オ 教育委員会定例会【その他報告】（10/28）
- カ 教育委員会定例会【委員協議】（11/6）
- キ 教育委員会定例会【議案審議】（11/20）

(2) 今後の予定

推進計画は、県ホームページや県教育委員会Facebookページに公開するとともに、市町教育委員会、関係機関及び教職員への周知を行う。

4 推進計画の推進体制

所掌事項	所属
・ICTを活用した教育に関する学習指導	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
・ICTを活用した授業づくり支援 (学校への指導・助言)	静東・静西教育事務所
	総合教育センター 高校班 総合教育センター 特別支援班
・ICT環境の整備計画 ・推進計画の進捗管理及び評価	教育政策課 情報化推進室
・教員のICT活用指導力の向上策	総合教育センター 情報管理班

静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の概要
 -ICT活用によるスクールイノベーション-

(教育政策課情報化推進室)

1 基本的な考え方

(1)趣旨 (1ページ)

「静岡県『ICTを活用した教育』推進計画」(以下「推進計画」という。)は、本県のICTを活用した教育の在り方やICT環境の整備計画などを具体化・明確化し、「静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画)」(以下「第2期計画」という。)における「ICTを活用した教育」を更に推し進め、『有徳の人』づくりアクションプラン(第2期計画)の「確かな学力」の育成を支援する。

(2)計画期間 (2ページ)

平成28年度から平成29年度まで(2年間)

2 基本方針 (3ページ)

(1)子どもたちの情報活用能力を育成し、「生きる力」を育むため、ICTを活用した教育を推進します。

(2)ICT活用により学校での学びがかわるスクールイノベーションを目指す。

(3)ICTを活用した教育は、授業改善による教育の質の向上が目的であり、各教科等の目標を達成するための手段としてICTを活用

ア 日常的にICTを活用した授業による授業改善

イ 普通教室等へのICT機器の整備

ウ 教員のICT活用指導力の向上

(4)各県立学校や各市町教育委員会の実態に応じ、段階的にICTを活用した教育を推進

(5)毎年度、第2期計画の進捗状況の評価と併せて推進計画の目標及び行動計画等の評価・見直しを行い、第2期計画の後継計画に引き継ぐ。

3 基本計画

(1)ICTを活用した教育の在り方

ア 方針

(ア)教科指導におけるICT活用 (4~6ページ)

各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用

a 普通教室における日常的なICT活用と授業改善

b 教員がICTを活用する一斉学習から児童生徒が活用する個別学習、教員と児童生徒が活用する協働学習へと段階的活用へ発展

c 特別教室における実験・実習等の拡大提示や教員の実演、児童生徒の実技指導にICTを活用

d 指導者用デジタル教科書の活用の推進、学習者用デジタル教科書の活用の検討

(イ)特別支援教育におけるICT活用 (6ページ)

特別な支援を要する児童生徒の積極的な社会参加につなげたり、障害の状態や発達の段階に応じて、学習上又は生活上の困難を改善・克服(ユニバーサルデザインの視点)したりするためにICTを活用

(ロ)教育機会を確保するためのICT活用 (6ページ)

a 不登校・療養中等の児童生徒へのICT活用による支援

b 外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒へのICT活用による支援

c 学校統廃合、過疎地や分校等の小規模校や災害時などに教育機会を確保するためICT活用の検討

(ハ)情報教育 (7ページ)

児童生徒の情報活用能力の育成と情報モラル教育の推進

(ニ)将来を見据えた教育環境の変化に伴うICT活用 (7ページ)

学習指導要領の改訂、大学入試改革、児童生徒一人一台情報端末などの検討

イ 目標 (7ページ)

【H27現状値→H29目標値】

ほとんどの教員が日常的に授業でICT機器を活用している学校の割合

小 現状値なし→75% 中 現状値なし→75% 高5.5%→75% 特32.4%→75%

(2) ICT環境の整備計画

ア 方針

(ア) 県立学校 (9 ページ)

- a 日常的にICT機器の活用が可能となる提示用デジタル機器等の整備を目指し、教育用コンピュータは国の目標水準(1台当たり児童生徒数3.6人)として、学校の教育目標・地域や校種等の状況に応じた計画的な整備
- b デジタルコンテンツの活用策等の検討

(イ) 市町立学校 (9 ページ)

- a 市町のICT環境の整備計画策定の促進(地方財政措置の活用)
- b 整備費用を低減する体制づくり

(ウ) 情報化推進体制の促進 (9 ページ)

- a 総合教育会議等でのICTを活用した教育方針の検討
- b 校長等を学校CIOとした学校の情報化推進体制の推進

イ 目標 (10 ページ)

【H26現状値→H29目標値】

①教育用パソコンの整備	1台当たりの児童生徒数
小	7.4人→3.6人
中	6.3人→3.6人
高	4.7人→3.6人
特	3.5人→3.6人
②提示用デジタル機器の整備	1学級当たりの台数
小	0.47台→1台
中	0.39台→1台
高	0.09台→1台
特	0.04台→1台
③普通教室における無線LANの整備率	
小	60.8%→70%
中	61.8%→70%
高	17.6%→70%
特	11.6%→70%
④学校CIOの設置率	
小	29.6%→50%
中	29.7%→50%
高	21.3%→50%
特	20%→50%

(3) 教員のICT活用指導力の向上策

ア 方針

(ア) 教員研修 (校内・校外) の充実 (12 ページ)

- a 総合教育センターにおけるICT活用に関する希望研修や学校訪問の充実
- b ICTを活用した授業の段階的活用に合わせて研修、校内研修の充実

(イ) 教員のICT活用指導力の向上策 (12 ページ)

- a ICT活用実践事例集、指導案、教材(ソフト)等のデータベース化
- b 学校CIOによる学校の情報化推進体制推進のための新任管理職研修等の実施
- c 国委託事業を活用した校内研修リーダーの養成

イ 目標 (12 ページ)

【H26現状値→H29目標値】

①ICTを活用した授業ができる教員の割合	
小・中・高・特	66.1%→75%
②情報モラル等を指導できる教員の割合	
小	81.3%→90%
中	74%→85%
高	75.7%→85%
特	57.8%→80%

4 基本計画の目標を達成するための行動計画、行動計画指標等 (13~19 ページ)

「ICTを活用した教育の在り方」(学校三課・総合教育センター・教育事務所)、「ICT環境の整備計画」(情報化推進室)、「教員のICT活用指導力の向上策」(総合教育センター)について、行動計画(具体的方策)、行動計画指標を明記し、推進計画を着実に推進するとともに、毎年度、進捗状況の評価を実施する。

5 基本計画における目標と行動計画指標 (20 ページ)

『有徳の人』づくりアクションプラン(第2期計画)」、推進計画、基本計画における目標と行動計画指標の関連性を明示

6 静岡県「ICTを活用した教育」推進計画の工程表 (21 ページ)

推進計画を平成29年度までに計画的に進め、第2期計画の後継計画につなぐための工程表を作成

第 27 号議案

平成 28 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校
(視覚障害・聴覚障害) 高等部専攻科生徒募集計画

平成 28 年度静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校(視覚障害・
聴覚障害) 高等部専攻科生徒募集計画について、別紙のとおり決定する。

平成 27 年 11 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

(別紙)

平成 28 年度 静岡県立特別支援学校高等部及び静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科 生徒募集計画（一覧）

1. 静岡県立特別支援学校高等部

学校名	区分	学科名	学級数	定員
浜松視覚特別支援学校		普通	1	8
	沼津分室	保健理療	1	8
	静岡分室	保健理療	1	8
沼津聴覚特別支援学校		生産応用	1	8
		特進技能	1	8
東部特別支援学校		普通	4	18
東部特別支援学校伊豆高原分校		普通	4	24
東部特別支援学校伊豆松崎分校		普通	2	18
御殿場特別支援学校		普通	5	33
沼津特別支援学校		普通	7	57
沼津特別支援学校伊豆田方分校		普通	2	18
沼津特別支援学校愛鷹分校		普通	2	18
富士特別支援学校		普通	7	45
富士特別支援学校富士宮分校		普通	3	27
清水特別支援学校		普通	5	39
静岡北特別支援学校		普通	5	39
静岡北特別支援学校南の丘分校		普通	2	18
中央特別支援学校		普通	7	33
藤枝特別支援学校		普通	9	57
藤枝特別支援学校焼津分校		普通	2	18
吉田特別支援学校		普通	4	24
掛川特別支援学校		普通	4	24
掛川特別支援学校御前崎分校		普通	2	18
袋井特別支援学校		普通	7	45
袋井特別支援学校磐田見付分校		普通	2	18
浜北特別支援学校		普通	7	45
天竜特別支援学校		普通	3	21
浜松特別支援学校		普通	7	57
浜松特別支援学校城北分校		普通	2	18
西部特別支援学校		普通	4	18
浜名特別支援学校		普通	2	18

2. 静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科

学校名	区分	学科名	学級数	定員
浜松視覚特別支援学校専攻科		理療	1	8
		保健理療	1	8
沼津聴覚特別支援学校専攻科		理容	1	8

第 28 号議案

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 11 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 28 号議案 概要>

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

1 改正理由

- (1) 県立特別支援学校高等部 1 年生の定員の増減に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)
- (2) 県立特別支援学校高等部の学年進行に伴い、各学年定員の改正を行うこととした。(別表第 1 関係)

2 改正の概要

- (1) 1 学年の定員の増減に伴う改正 (別表第 1 関係)

県立東部特別支援学校伊豆松崎分校	県立御殿場特別支援学校
県立富士特別支援学校	県立清水特別支援学校
県立静岡北特別支援学校	県立中央特別支援学校
県立藤枝特別支援学校	県立袋井特別支援学校
県立浜北特別支援学校	県立天竜特別支援学校
県立西部特別支援学校	県立浜名特別支援学校

- (2) 学年進行に伴う改正 (別表第 1 関係)

県立東部特別支援学校	県立東部特別支援学校伊豆高原分校
県立東部特別支援学校伊豆松崎分校	県立御殿場特別支援学校
県立沼津特別支援学校	県立沼津特別支援学校伊豆田方分校
県立富士特別支援学校	県立清水特別支援学校
県立静岡北特別支援学校	県立中央特別支援学校
県立藤枝特別支援学校	県立吉田特別支援学校
県立掛川特別支援学校	県立袋井特別支援学校
県立浜北特別支援学校	県立天竜特別支援学校
県立浜松特別支援学校	県立西部特別支援学校
県立浜名特別支援学校	

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第13号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津視覚 特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡視覚 特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金 六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松視覚 特別支援学校	視覚障害	浜松市中区葵西五 丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普 通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津聴覚 特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡聴覚 特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村 町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松聴覚 特別支援学校	聴覚障害	浜松市中区幸三丁 目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自 由	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普 通	18	18	21	57
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野1120	高等部	普 通	24	24	24	72
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3-1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田 188	高等部	普 通	18	15	12	45

川奈分校	病弱	伊東市川奈510-7	小学部 中学部						
静岡県立御殿場 特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	33	36	24	93	
静岡県立沼津 特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	57	57	48	162	
伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本 961	高等部	普通	18	18	9	45	
愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色875	高等部	普通	18	18	18	54	
静岡県立富士 特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	57	33	135	
富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町 233	高等部	普通	27	27	27	81	
静岡県立清水 特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂 東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	48	30	117	
静岡県立静岡南部 特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金 五丁目3-30	小学部 中学部						
静岡県立静岡北 特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山 796	小学部 中学部 高等部	普通	39	66	57	162	
南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東 三丁目4-17	高等部	普通	18	18	18	54	
静岡県立中央 特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山 777	小学部 中学部 高等部	普通	33	36	30	99	
静岡県立藤枝 特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	57	54	54	165	
焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目 5-2	高等部	普通	18	18	18	54	
静岡県立吉田 特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡 2130	小学部 中学部 高等部	普通	24	24		48	
静岡県立掛川 特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁 目1-2	小学部 中学部 高等部	普通	24	24		48	
御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田 2907-1	高等部	普通	18	18	18	54	
静岡県立袋井 特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	39	45	129	
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031-2	高等部	普通	18	18	18	54	

静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区中瀬 1621	小学部 中学部 高等部	普通	45	51	42	138
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡ヶ 島201-2	小学部 中学部 高等部	普通	21	18	18	57
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之島 町1266-2	小学部 中学部 高等部	普通	57	57	48	162
	磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部				
	城北分校	知的障害	浜松市中区住吉五 丁目16-1	高等部	普通	18	18	18
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自 由	浜松市北区根洗町 130	小学部 中学部 高等部	普通	18	15	21	54
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町浜名 1855-71	小学部 中学部 高等部	普通	18	24	15	57

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新 旧 对 照 表

新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

改 正 前

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1学年	第2学年	第3学年	計
静岡県立沼津視覚特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡視覚特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松視覚特別支援学校	視覚障害	浜松市中区葵西五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松聴覚特別支援学校	聴覚障害	浜松市中区幸三丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家235	小学部 中学部 高等部	普通	18	21	18	57
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野1120	高等部	普通	24	24	15	63
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3-1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田188	高等部	普通	15	12	9	36
川奈分校	病弱	伊東市川奈510-7	小学部 中学部					

照 表

改 正 後

別表第1 (第5条関係)

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津 視覚特別支援 学校	視覚障害	沼津市米山町6 -20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡 視覚特別支援 学校	視覚障害	静岡市駿河区曲 金六丁目1-5	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 視覚特別支援 学校	視覚障害	浜松市中区葵西 五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普 通 保健理療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	静岡市駿河区中 村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	浜松市中区幸三 丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普 通	18	18	21	57
伊東分校	知的障害	伊東市幸町1-5	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市八幡野 1120	高等部	普 通	24	24	24	72
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3 -1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜 田188	高等部	普 通	18	15	12	45
川奈分校	病弱	伊東市川奈510 -7	小学部 中学部					

新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

改 正 前

静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	36	24	24	84
静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校 愛鷹分校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	57	48	48	153
	知的障害	田方郡函南町塚本961	高等部	普通	18	9	9	36
	知的障害	沼津市岡一色875	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立富士特別支援学校 富士宮分校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	57	33	48	138
	知的障害	富士宮市宮北町233	高等部	普通	27	27	27	81
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	48	30	30	108
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部					
静岡県立静岡北特別支援学校 南の丘分校	知的障害	静岡市葵区漆山796	小学部 中学部 高等部	普通	66	57	48	171
	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山777	小学部 中学部 高等部	普通	36	30	33	99
静岡県立藤枝特別支援学校 焼津分校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	54	33	141
	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普通	24		12	36
静岡県立掛川特別支援学校 御前崎分校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普通	24			24
	知的障害	御前崎市池新田2907-1	高等部	普通	18	18	18	54

照 表

改 正 後

静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	33	36	24	93	
静岡県立沼津特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823 -1	小学部 中学部 高等部	普通	57	57	48	162	
	伊豆田方分校	知的障害	田方郡函南町塚本961	高等部	普通	18	18	9	45
	愛鷹分校	知的障害	沼津市岡一色 875	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立富士特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773 -1	小学部 中学部 高等部	普通	45	57	33	135	
	富士宮分校	知的障害	富士宮市宮北町 233	高等部	普通	27	27	27	81
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	48	30	117	
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部						
静岡県立静岡北特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山 796	小学部 中学部 高等部	普通	39	66	57	162	
	南の丘分校	知的障害	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山 777	小学部 中学部 高等部	普通	33	36	30	99	
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281 -1	小学部 中学部 高等部	普通	57	54	54	165	
	焼津分校	知的障害	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普通	24	24		48	
静岡県立掛川特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普通	24	24		48	
	御前崎分校	知的障害	御前崎市池新田 2907-1	高等部	普通	18	18	18	54

新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）

改 正 前

静岡県立袋井 特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753 -1	小学部 中学部 高等部	普通	39	45	48	132
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031 -2	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区 中瀬1621	小学部 中学部 高等部	普通	51	42	33	126
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡 ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之 島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普通	57	48	48	153
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部					
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉 五丁目16-1	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗 町130	小学部 中学部 高等部	普通	15	21	24	60
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町 浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普通	24	15	21	60

照 表

改 正 後

静岡県立袋井 特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753 -1	小学部 中学部 高等部	普 通	45	39	45	129
磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031 -2	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市浜北区 中瀬1621	小学部 中学部 高等部	普 通	45	51	42	138
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡 ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普 通	21	18	18	57
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市南区江之 島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普 通	57	57	48	162
磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部					
城北分校	知的障害	浜松市中区住吉 五丁目16-1	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自由	浜松市北区根洗 町130	小学部 中学部 高等部	普 通	18	15	21	54
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町 浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普 通	18	24	15	57

第16回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 のみ	「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム	1
	第1回中学校夜間学級等検討委員会の開催	2
1	<非>平成28年度当初予算部局調整案の概要	非

(件名) 「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム

(義務教育課)

1 事業の目的

市町教育委員会、学校関係者、一般県民等に、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の取組事例を紹介したり、国の動向や県教育委員会として本年度の事業実績、来年度以降の取組について、情報発信を行ったりすることを通して、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の実現をめざす。

2 日時

平成 27 年 11 月 2 日 (月) 午後 1 時 20 分から 4 時 30 分まで

3 会場

しずぎんホール ユーフォニア [アゴラ静岡 8 階] (静岡市葵区追手町1-13)

4 参加者

各市町教育委員会、学校職員、学校ボランティア、学校運営協議会委員等 約200人

5 内容

- (1) 本県の事業説明「静岡県が目指す地域とともにある学校づくり」
- (2) 講演「学校運営協議会を導入するまで」
文部科学省CSマイスター 京都市西京図書館長 萩本善三氏
- (3) パネルディスカッション「静岡県内のコミュニティ・スクールの課題と展望」
コーディネーター：静岡大学教授 山崎保寿氏
パネリスト：常葉大学講師 仲田康一氏
富士市教育委員会指導主事 藤森三奈氏
御前崎市CSディレクター 小川ふみゑ氏
磐田市立磐田第一中学校教頭 鈴木秀幸氏

6 主な意見 (アンケートより)**(1) 成果**

- ◎学校運営協議会の様子やそれぞれの推進地域の取組がよく理解できた。
- ◎各地の実践が大いに参考になった。
- ◎CSの良さがよく伝わった。CSが当たり前になり、学校に出入りする人が多くなることでいじめや、不審者から子どもたちを守っていくことに繋がってくれたらと思う。
- ◎地域によって実態や特色があるので、CS導入にその点を上手に生かしていきたいと思う。(既存の組織の整理、改編そして活用も大切)

(2) 課題

- △県や市町での人とお金の確保が必要だと思う。
- △行政での区切り (学校支援地域本部は社会教育課、CSは義務教育課) も再考する時期ではないかと思う。
- △多忙感のある実情から、ビルドする前にスクラップが必要である。

7 今後の予定

第3回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議で報告の素案を検討し、第4回でまとめ、今年度の取組状況を県内へ広報する予定である。

第 1 回中学校夜間学級等検討委員会の開催

(義務教育課)

戦後、就学機会を保障する場として設置された公立中学校夜間学級（以下「夜間中学」という）だが、近年、教育をめぐる環境が複雑多様化する中で、その役割が注目されている。今回、夜間中学の設置がない本県においても、夜間中学を含めた多様な学習機会について、各市町におけるニーズの把握に努めるとともに今後の方向性を探るため、「中学校夜間学級等検討委員会」を開催した。

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 4 日（水）午後 2 時 30 分から 4 時 30 分まで
- 2 会 場 県庁別館 20 階第一会議室 A
- 3 目 的 夜間中学設置の検討を含め、義務教育未修了者に対する多様な学習機会提供の方策の可能性を検証し、今後の施策に生かすために調査研究を進める。

4 内 容

- (1) 多様な学習機会の課題の整理
- (2) 多様な学習機会のニーズの状況
- (3) 多様な学習機会のあり方について

5 委 員

- (委員長) 静岡大学大学院 教授 武井敦史
(副委員長) 静岡文化芸術大学 教授 イシカワ エウニセ アケミ
(委員) 公益財団法人静岡県国際交流協会事務局長 仁科満寿雄、
企画広報部地域外交局多文化共生課長、県教育委員会義務教育課長
代表市教育委員会（富士市、菊川市、静岡市、浜松市）

6 協議内容（概要）

- (1) 多様な学習機会の課題の整理

全国的な調査からは、夜間中学の設置都府県の状況として、学齢超過の外国人の受け入れが多いことが分かった一方、本県においては、夜間中学設置のニーズはあまりなく、学齢期の外国籍児童生徒への対応に苦慮しているケースが多いことが確認された。また、県多文化共生課の調査からフィリピンやブラジル国籍の少なくとも 22 人が不就学という状況が分かった。

- (2) 多様な学習機会のニーズの状況

各市町で需要があったり、対応が必要だと考えたりするのは、不登校児童生徒と学齢期の外国籍児童生徒である。本県では、学齢超過者のニーズは少なく、夜間に開設する夜間中学に対するニーズは少ないことが確認された。

- (3) 多様な学習機会のあり方について

本県においては、就学、不就学を含め外国籍児童生徒への対応が求められている。外国籍の子どもを取り巻く環境には、言語、経済状況、発達障害など複合的な問題が絡んでおり、多面的な支援について今後、検討する必要があることを確認した。

7 今後の予定

- 12 月 8 日（火）、9 日（水）先進地区視察（奈良県橿原市立畝傍中学校）
2 月 8 日（月）午後 2 時 第 2 回中学校夜間学級等検討委員会